

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8階

## 相続時精算課税のメリットとデメリット

Q 相続時精算課税制度というものがあるとききましたが、これはどのようなものでしょうか？また、どのようなメリットやデメリットがあるのでしょうか？

### 解説

相続時精算課税制度とは、生前贈与に係る税金の特例制度で、この適用を受けるかどうかについてはメリットとデメリットがあります。

#### 1. 概要

60歳以上の父母・祖父母が、18歳以上の子や孫に財産を贈与する際に使える特例で、

- 2500万円までの贈与は非課税
- 超えた分には一律20%の贈与税
- 将来、相続が発生した際に贈与分も含めて相続税を再計算する制度です。

#### 2. メリット

- ①2500万円まで贈与税が非課税ですので、一気に多額の贈与が可能です。
- ②贈与時の評価額で相続税が課されますので、**将来値上がりすることが予想される財産を有利に贈与できます。**
- ③子供や孫のライフイベントを支援しやすい。
- ④相続対策の選択肢が広がります。

#### 3. デメリット

- ①一度、相続時精算課税制度を使うと、**暦年課税には戻れません。**
- ②贈与した分も相続財産として扱われるので、相続税負担が重くなる可能性があります。
- ③贈与時の評価額で相続税が課されるため、値下がりする財産の場合損をすることもあります。
- ④贈与税は非課税ですが、贈与を受けた年は贈与税の申告と書類の提出が必要ですので手間がかかります。

### 要するに…

相続時精算課税制度は「相続税がかかりにくい人」や「大きな資産を早く渡したい人」「不動産や株式など値上がりしそうな財産を持つ人」には向いていますが、暦年課税に戻れないことから、各家庭の状況に応じた検討が必要です。